

6 地区別懇談会講師謝金補助金

■事業の内容

地区別懇談会の講師謝金について補助します。

■事業主体

自治会（区）



■補助対象事業・補助金の額

区民を対象として自治会（区）で実施される地区別懇談会の講師謝金について、予算の範囲内で年1回5,000円を上限として補助します。

※予算に限りがあるため、受付順となります。

■補助金申請受付・交付時期受付時期

受付時期	随時
交付時期	事業完了後

■申請等に必要書類

- ①交付申請書（開催日の2週間前までに提出・開催案内チラシ等添付）
- ②実績報告書（事業完了後1か月以内・写真4枚程度添付）

■注意事項

毎年6月に開催する人権教育推進員・啓発推進員 合同研修会時に、人権教育推進員にご説明します。

■担当課（問い合わせ先）

竜王町人権教育推進協議会（事務局：生涯学習課 生涯学習係）

電話番号 0748-58-3711 FAX番号 0748-58-2655

メールアドレス syogaku@town.ryuoh.shiga.jp